

改正

平成27年3月31日条例第14号

令和2年12月24日条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、子どもを虐待から守るため、基本的な考え方、市、市民及び保護者の責務並びに子ども虐待の予防及び早期発見その他の子ども虐待防止等に関し必要な事項を定め、もって子どもの健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）

第2条に規定する児童をいう。

(2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。

(3) 子ども虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。

(基本的な考え方)

第3条 子ども虐待は、子どもの健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を与える著しい人権侵害行為であり、何人も子ども虐待をしてはならない。

2 子ども虐待であるかどうかの判断は、子どもの人権を守る観点から行わなければならない。

3 子ども虐待への対応は、子どもの最善の利益を考慮してなされなければならない。

4 何人も次代の社会を担うすべての子ども一人一人の権利が尊重され、子ども虐待のない社会の形成に取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、すべての子どもの生命及び人権を守り、その健やかな成長及び発達を保障するために、子ども虐待の予防及び早期発見その他の子ども虐待の防止に努めなければならない。

2 市は、子ども虐待を防止するために、子育て支援事業の充実その他安心して子育てができる環境の整備に努めなければならない。

3 市は、子どもを子ども虐待から守るため、積極的な施策を実施し、必要な体制の整備に努めなければならない。

4 市は、子ども虐待の予防及び早期発見のための方策、子ども虐待を受けた子どものケア並びに子ども虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、親子の再統合の条件整備等子ども虐待の防止のため必要な事項について事例を検証するとともに、調査研究に努めなければならない。

5 市は、子どもを子ども虐待から守るため、子どもの人権、子ども虐待の通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、市が実施する子ども虐待の予防及び早期発見その他の子ども虐待の防止に係る施策に協力するとともに、子ども虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子どものしつけに際し、子どもにとって有害な行為をしてはならない。

2 保護者は、子どもの人権を尊重し、子どもの自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。

(子ども虐待の早期発見)

第7条 保健所、保健センター、病院、福祉事務所、保育所、幼稚園、学校等子どもの福祉に関連する機関の職員は、子ども虐待の早期発見に努めなければならない。

(子ども虐待防止ネットワークの強化)

第8条 市長は、子ども虐待を受けている子ども及び子ども虐待を受けるおそれのある子どもの適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び子どもの福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）に情報又は意見を求める等必要な協力を要請することができる。

2 東大阪市要保護児童対策地域協議会の構成員である関係機関等は、連携して、子ども虐待の防止の活動を行うよう努めなければならない。

(通報)

第9条 何人も子ども虐待が子どもの生命及び人権に関わる事象であることにかんがみ、子ども虐待を受けるおそれのある子どもを発見した場合は、関係機関に通報しなければならない。

(子ども虐待の調査)

第10条 市長は、前条の通報を受けたときは、必要に応じ近隣住民及び関係機関等の協力を得て、速やかに、調査を行うよう努めなければならない。

(子ども虐待を受けた子どもの優先的取扱い)

第11条 市長は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設又は同法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業の利用について、同法第42条第1項若しくは第54条第1項の規定により要請を行う場合又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定により調整若しくは要請を行う場合において、子ども虐待を受けている子どもを優先的に取り扱うことができる。

(子ども虐待を受けた子どもの教育支援)

第12条 市は、子ども虐待を受けた子どもがその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるように必要な施策を講じなければならない。

(子ども虐待を行った保護者に対する指導)

第13条 子ども虐待を行った保護者は、市長が行う再発防止のための指導に従わなければならない。

2 市長は、前項に規定する指導を行うための指針をあらかじめ定めておかななければならない。

(子ども虐待防止月間)

第14条 子どもを子ども虐待から守り、市民に子ども虐待の防止等の取組みへの理解及び協力を求めるために、毎年11月を子ども虐待防止月間とする。

(子ども虐待の状況等の公表)

第15条 市長は、毎年度、本市における子ども虐待及び子ども虐待への取組みの状況を公表しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第14号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月24日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。